

法律相談に持参していただく資料

※相談時に全て揃っている必要はありません。ご相談までに取得できる範囲の資料のみで構いません。

【ご相談者様が、被相続人（亡くなった方）の配偶者の場合】

- 1 被相続人（亡くなった方）の住民票除票
- 2 申述人（ご相談者様）の戸籍謄本
- 3 被相続人（亡くなった方）の死亡の記載のある戸籍謄本

【ご相談者様が、被相続人（亡くなった方）の子又はその代襲者（孫、ひ孫等）（第一順位相続人）の場合】

- 1 被相続人（亡くなった方）の住民票除票
 - 2 申述人（ご相談者様）の戸籍謄本
 - 3 被相続人（亡くなった方）の死亡の記載のある戸籍謄本
- ※申述人（ご相談者様）が代襲相続人（亡くなった方の孫、ひ孫等）の場合
- 4 被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍本

【ご相談者様が、被相続人（亡くなった方）の父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合】

- 1 被相続人（亡くなった方）の住民票除票
 - 2 申述人（ご相談者様）の戸籍謄本
 - 3 被相続人（亡くなった方）の出生～死亡までのすべての戸籍謄本
- ※被相続人（亡くなった方）の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合
- 4 その子（及びその代襲者）の出生～死亡までのすべての戸籍謄本
- ※被相続人（亡くなった方）の直系尊属に死亡している方（相続人より下の代の直系尊属に限る）がいる場合
- 5 その直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本

【ご相談者様が、被相続人（亡くなった方）の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合】

- 1 被相続人（亡くなった方）の住民票除票
- 2 申述人（ご相談者様）の戸籍謄本
- 3 被相続人（亡くなった方）の出生～死亡までのすべての戸籍謄本
- 4 被相続人（亡くなった方）の直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本

※相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合

5 その子（及びその代襲者）の出生～死亡までのすべての戸籍謄本

※申述人が代襲相続人（おい、めい）の場合

6 被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍謄本